

IV 認定 NPO 法人の管理・運営等

1 認定 NPO 法人等の報告義務

1 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、下表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

（注）すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

（注）2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 55①、62）。

○所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	第 22 号	1	P101～ P102
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	任意	2	
③	収益の源泉別の明細、借入金などの明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど	2	P103 、 P109
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類			
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類			
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^{（注1）} との取引			
⑥	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注2）} で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			
⑦	給与を得た職員の総数、及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類			
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類			
⑩	「Ⅱ. 3 認定等の基準の概要（P15～P17）」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、 欠格事由チェック表			

(注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と、次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

- イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係
- ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

2 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法 54③、55②、62）。

○助成金の報告

提出書類	提出の時期	様式	部数	参照ページ
助成金の支給を行った場合の実績の提出書	支給後遅滞なく	第 23 号	1	P110

3 認定 NPO 法人の会計処理

認定 NPO 法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について、高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定 NPO 法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。認定 NPO 法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ◆ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法
- ◆ 用途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況
- ◆ 事業費と管理費の按分方法
- ◆ 会費の計上方法
- ◆ 現物寄附の評価方法
- ◆ 関連当事者間取引

4 認定 NPO 法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取り扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の、実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

5 その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

提出するとき		提出書類	提出先
①	<p>所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法49④、法51⑤、法62)</p> <p><u>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</u></p>	<p>①直近の事業報告書等</p> <p>②役員名簿</p> <p>③定款等</p> <p>④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し</p> <p>⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し</p> <p>⑥法規27②、法規28及び法規33①に規定されている提出書</p> <p>※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法51⑤)。</p>	所轄庁以外の関係知事
②	<p>役員の変更等をした場合(法52①、法62、法23)</p>	<p>①役員の変更等届出書(様式第4号)</p> <p>②変更後の役員名簿</p> <p>③役員が新たに就任した場合は、</p> <p style="padding-left: 20px;">イ その役員が法第20条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第21条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの</p>	所轄庁(二以上の都道府県に事務所を設置する法人は)
③	<p>定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除きます。)(法52①、法62、法25⑥)</p>	<p>①定款変更届出書(様式第6号)</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>	所轄庁及び所轄庁以外の関係知事
④	<p>定款の変更に係る登記をした場合(法52①、法62、法25⑦)</p>	<p>①定款の変更の登記完了提出書(様式第7号)</p> <p>②登記をしたことを証する登記事項証明書</p>	
⑤	<p>定款の変更の認証を受けた場合(法52②、法62、法25③④)</p> <p><u>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</u></p>	<p>①認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>	所轄庁以外の関係知事

⑥	<p>認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26 ①)</p>	<p>①定款の変更の認証を受けなければならない事項 (法 25③) に係る定款変更認証申請書 (様式第 5 号) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと (法 2②二) 及び暴力団等に該当しないものであること (法 12①三) を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等 (寄附者名簿を除く添付書類を含みます。) の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類</p>	<p>変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出</p>
⑦	<p>認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合 (法 53 ①、法 62)</p>	<p>①認定又は特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書 (様式第 19 号) ②変更後の役員名簿</p>	<p>所轄庁</p>
⑧	<p>認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)</p>	<p>①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書 (認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)</p>	<p>所轄庁以外の関係知事</p>